

「週休2日工事（営繕工事）」試行要領（令和6年5月 高岡市）の概要

1 試行対象工事

【発注者指定型】

- ・7日未満の工事、災害復旧工事等を除く原則全ての工事
- ・特記仕様書に、発注者指定型対象工事であると明示する
- ・現場閉所（現場休息）は①月単位の週休2日（全ての月で4週8休以上の現場閉所）を確保すること
- ・①月単位の週休2日は達成できなかったが②通期の週休2日が達成できた場合、もしくは未達成の場合は、それぞれ経費の補正係数を減額変更する（下表の補正係数のとおり）
- ・完全土日週休2日が達成された場合、第2次評定者（管理職員）は、社会性で5点を加算する

【受注者希望型】

- ・発注者指定型以外の工事
- ・特記仕様書に、受注者希望型対象工事であると明示する
- ・受注者が工事着手前に発注者に対し、①月単位の週休2日に取り組む旨を協議し、発注者が承諾したうえで取り組む（工事打合簿を取り交わすこと）
- ・試行対象外工事として発注した7日未満の工事で、契約後に受注者から「工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みであり、①月単位の週休2日に取り組む」旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで試行対象工事とすることができる（工事打合簿を取り交わすこと）
- ・4週8休が達成された場合は、それぞれ経費の補正係数を増額変更する（下表の補正係数のとおり）

2 工事費（労務費）の積算

			発注者指定型	受注者希望型	
当初積算			1.04 倍	1.00 倍	工事成績
変更積算	週休2日達成	土日完全週休2日	変更なし	1.04 倍	管理職員の社会性で5点加算
		①月単位の週休2日（28.5%以上）	変更なし	1.04 倍	加算なし
		②通期の週休2日（28.5%以上）	1.02 倍	1.02 倍	加算なし
	未達成		1.00 倍	1.00 倍（変更なし）	減点なし

3 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間。

- ・年末年始6日間、夏季休暇3日間
- ・工場製作のみの期間
- ・工事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日＝実際の工事のための現場における準備作業に着手する日
準備作業＝現場事務所等の建設、測量など
（現場への工事看板設置のみは該当しない）

現場完了日：工事施工範囲内で全ての作業が完了した日＝後片づけ作業が全て完了した日

4 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認

監督員は、休日等取得実績書に基づき、「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」それぞれの実績を確認する

$$\text{現場閉所率（\%）} = \text{現場閉所日数（b）} \div \text{実施対象期間（a）}$$

- ・地元立会い等で土日に作業しなければいけないなど、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は工事打合簿を取り交わしたうえで、対象外期間として扱う
- ・暦上の土曜日、日曜日の閉所では現場閉所率28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数（x）以上に閉所を行っている場合に4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているものとみなす

例）対象外期間を除いた3月の土日の数は5日

- 3月の土日全部が休日 → 3月は土日完全週休2日を達成
- 3月の休日が5日以上 → 3月は4週8休達成
- 3月の休日が4日以下 → 月単位の4週8休は未達成 → 通期 or 未達成

